

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの</p> <p>イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。</p> <p>(1) 次に掲げる契約に基づき対象従業員（株券の発行者である会社又はその被支配会社等（第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。以下この号において同じ。）若しくは関係会社（第七条第二項に規定する関係会社をいう。以下この号において同じ。）の従業員をいう。以下この号において同じ。）が行う買付け</p> <p>(i) 令第一条の三の三第五号に規定する契約（第六条第二項に規定する要件を満たすものに限る。）</p> <p>(ii) 第七条第一項第一号に規定する契約</p> <p>(2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を</p> | <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p> |

運用することを目的とした信託契約（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i) 対象従業員が委託者であること。

(ii) 対象従業員が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けの指図を行うこと。

(iii) 信託財産が他の対象従業員を委託者とする信託契約に係る信託財産と合同して運用されるものであること。

(iv) 信託財産への各対象従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないこと。

ロ 当該行為がイ(1)(i)若しくは(ii)に掲げる契約又はイ(2)に規定する信託契約を実施するためのものであること。

ハ 株券の発行会社である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社が、当該行為に係る業務によって生じる損失の補てんその他当該行為をする者への給付を行う場合において、当該給付が、その目的、給付の水準その他の状況に照らし、対象従業員の福利厚生のためのものであると認められるものであること。

ニ 当該行為に係る業務によって生じる利益が対象従業員に帰属するものであること。

ホ 対象従業員又はイ(2)の信託財産が当該行為に係る業務によって生じる債務の弁済の責任を負わないものであること。

ヘ 当該行為により取得した株券に係る議決権が、対象従業員の指図に基づき行使されるものであること。

八〇十六 (略)

八〇十六 (略)

2
~
4

(略)

2
~
4

(略)